

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 趣旨

公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、分限処分における降給を導入する。

2 内容

(1) 事由

勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合であって、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるとき。

(2) 効果

3号給下位の号給とする。

3 施行期日等

平成28年4月1日

降給は、施行日以降の職員の行為に係るものについて適用する。